

情 公 審 第 9 号

平成17年 6月 3日

宮城県公安委員会 殿

宮城県情報公開審査会

会長 佐々木 健次

宮城県警察本部報償費関係文書の一部非開示決定処分に係る

審査請求に対する裁決について（建議）

貴委員会が平成17年4月27日付け宮公委第237号で行った裁決について、当審査会は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第22条第2項の規定により別紙のとおり建議します。

担当：情報公開審査会事務局

（県政情報公開室情報公開班）

武者

TEL： 211 - 2270

FAX： 211 - 2190

(別紙)

情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。)第16条の規定は、諮問実施機関は情報公開審査会(以下「審査会」という。)の答申を尊重して不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならないことを定めている。しかしながら、宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が平成17年4月27日付け宮公委第237号で行った、宮城県警察本部報償費関係文書の一部非開示決定処分についての審査請求に対する裁決は、平成16年9月30日付け情公審第38号で審査会が行った答申の内容とは本質的に異なっているものである。

そのため、審査会は公安委員会委員長に対し本件裁決に至るまでの手続や判断理由等を説明するよう求めたが、同委員長からは、裁決書で説明していることに尽きると考えているので、審査会への出席は控えたい旨の回答がなされた。

以上のことを踏まえて、審査会において本件裁決書を検討したところ、本件裁決は、下記の点において、行政文書の開示請求権を保障した条例の趣旨に則したものとは言い難く、また、条例の解釈運用を誤った判断があるのではないかとの結論に達した。

については、審査会は公安委員会に対し、本件裁決の検討経過をより具体的かつ詳細に公表するなど、県民への説明責任を十分に果たすよう適切な対応を望むとともに、本件裁決が今後の条例の解釈運用に悪しき影響を及ぼすことがないように求めるものである。

記

1 本件行政文書の検証について

審査会は、本件諮問事案の一部について審査会の審議には限界があり、審査会として十分な心証を形成できなかつたことから、種々の疑問点を掲げ、附帯意見として、諮問実施機関である公安委員会に対し調査及び審議を尽くした上で適切な裁決を行うことを求めた。具体的な例としては、犯罪捜査協力報償費を支出した事実の有無をしかるべき方法により直接確認するなど、実施機関の上級行政庁として、その検証に最大限の努力を払い、その検討経過をつまびらかにした上で裁決を行うことを強く望んだ。審査会としては、このような意見を付すことにより、公安委員会が犯罪捜査協力報償費支出の必要性、犯罪捜査協力報償費を渡した事実関係等について、情報提供者等に犯罪捜査協力報償費を渡した捜査員から事情を直接、聴取することは言うまでもなく、あらゆる手段方法を尽くして本件行

政文書に記録されている情報が真正のものであるかどうかを十分に検証し、裁決に当たっては、その検討経過についても、検証の方法、事情聴取の対象者など、詳細な説明が当然になされるであろうことを期待していたところである。

しかしながら、審査会の附帯意見に対して、公安委員会は、先に実施された会計監査結果の報告を受けたほか、処分庁職員に対し必要な説明を求めるなどの調査を行い、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことの心証を得たと裁決に付言するのみで、その検討経過や判断理由等について、つまびらかにしたとは到底認めることができない。

さらに、この点に関連して付け加えるならば、例えば犯罪捜査協力報償費に係る領収書が偽造されたものであるとの請求人の主張に対しても、公安委員会は、「請求人の全主張を精査しても」、当該領収書が偽造されたものであると認めることは出来ず、領収書が偽造されたものであると認めるに足りる事情は見いだせないとの消極的な判断を示しているだけで、自らの調査に基づく心証については一切言及していない。このことは、審査会の附帯意見の趣旨を十分に理解したものとは言えない。

したがって、当審査会は、公安委員会が「本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていたことの心証を得た」としている点につき、県民に対する公安委員会自身の説明責任を十分に果たすためにも、より具体的な説明を行うべきであるとする。

2 部分開示の考え方について

条例第9条は、部分開示の制度を定めている。この規定は、開示請求があった行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合であっても、原則公開の趣旨から当該行政文書の全体について行政文書の開示をしないとするのでなく、当該非開示情報が記録されている部分を除いた部分について行政文書の開示をしなければならない趣旨を定めたものであり、この部分開示の制度は、本県における情報公開の進展に大きく寄与してきたことが認められる。

これに対して、公安委員会は、不当にも、最高裁判所第三小法廷平成13年3月27日判決（平成8年（行ツ）210号、211号。以下「平成13年最高裁判決」という。）で示された論理を濫用して、犯罪捜査協力報償費に係る行政文書については独立した一体的な情報を更に細分化して一部のみ非開示としなければならないものではないと説示して、部分開示を否定する裁決を行っている。しかし、平成13年最高裁判決の判断は、本県の

条例の解釈適用に必ずしも及ぶものではない。平成13年最高裁判決は、裁判所は非開示決定の取消訴訟において独立して一体的な情報を更に細分化し、当該非開示決定の一部を取り消すことはできないと判示したのにすぎないのであって、むしろ条例の実施機関において部分開示を行うことを認めている。

にもかかわらず、平成13年最高裁判決が示した「独立した一体的な情報」の観念を不当に広く認め、実施機関がそれを濫用するならば、条例が部分開示を定めた趣旨を大きく損なうこととなり、ひいては、本県においてこれまで積み重ねられてきた情報公開の在り方を大きく後退させることにならざるを得ない。

また、公安委員会は犯罪捜査協力報償費については部分開示を否定する一方で、犯罪捜査協力報償費以外の一般報償費及び犯罪捜査関連報償費については、平成13年最高裁判決の考え方によらず審査会の答申どおりに部分開示の裁決を行っている。すなわち、公安委員会も平成13年最高裁判決の考え方を絶対的なものとして取り扱っているわけではない。とすれば、公安委員会は、犯罪捜査協力報償費に限って部分開示を行わないことについての合理的な理由を明確な形で提示すべきであろう。

審査会は、第三者的な機関として公正かつ客観的な判断を確保するため、非開示決定等に対する不服申立ての審理手続きの一環として、処分の適法性のみならず当不当についても審議し、答申することができると位置付けられている。このような審査会の答申には、一般市民が裁判所に対し非開示処分の取消しを求める裁判において採用された論理がそのまま妥当することはあり得ないのであって、諮問実施機関における取扱も当然に異なるべきものである。

加えて、本件答申を行うに当たって審査会は、インカメラ審理の原則にのっとり対象行政文書を確認するなど、その審議を慎重に重ね、警察に関する情報であることを十分に配慮した上で、犯罪捜査に支障が生じるなどの公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれ等の非開示情報の該当性を論じ、本件答申の別紙1に記載した情報については開示することが適当であると結論付けているところである。

以上のことから、今般、諮問実施機関である公安委員会は、答申を最大限に尊重して裁決をすべきであり、具体的には部分開示を否定することなく、審査会が開示すべきと答申した情報については、すべからず開示の裁決をすべきであった。けだし、審査会としては、そのような対応こそが、条例の規定及び精神に沿うものであり、公安委員会として負うべき県民に対する説明責任を全うするものであると考えるからである。